

「おいしい未来へ やまなし」ロゴマーク普及促進事業費 補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、県産農畜水産物の新たなブランドイメージの普及を図るため、山梨県産農畜水産物ブランド「おいしい未来へ やまなし」運用規程（以下「運用規程」という。）第6条第1項に基づき知事の承認を得た者又は届け出た者（以下「補助事業者」という。）が実施する「おいしい未来へ やまなし」ロゴマーク普及促進事業（以下「事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業、補助対象経費及び補助率等)

第2条 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる運用規程第2条第2項に規定するロゴマークを活用した販売資材等作成事業とし、補助対象経費及び補助率等は別表のとおりとする。

- (1) 商品パッケージ等へのロゴマークを直接表示する販売資材作成事業
- (2) 出荷箱等へのロゴマーク表示事業
- (3) 商品ロゴマーク等と併記した「おいしい未来へ やまなし」ロゴマークシール作成事業
- (4) 「おいしい未来へ やまなし」ロゴマークシール作成事業

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助金交付申請書（様式第1号）に事業実施計画書（別添様式1-1）を添えて、事業着手前までに知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請をしなければならない。

(補助金の交付決定)

第4条 知事は、補助金の交付申請があったときは、その内容を審査の上、適当であると認めるときは補助金の交付決定を行い、交付決定通知書（様式第2号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付条件等)

第5条 この補助金の交付条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業者は、補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更（別表に定める軽微な変更は除く。）をしようとするときは、変更交付申請書（様式第3号）を提出し、知事の変更交付決定を受けなければならない。
- (2) 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業者は、補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

- 2 補助金の交付は精算払いとする。ただし、知事が必要と認める場合には、補助事業者に対し、概算払いにより交付することができる。
- 3 補助事業者は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第6条 補助事業者は、補助事業が完了した日又は中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は補助金の交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書（様式第6号）に事業実施報告書（別添様式1-1）を添えて、知事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

- 第7条 知事は、前条の規定による報告を受けたときは、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めたときは、交付すべき額を確定し、補助事業者に通知するものとする。
- 2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
 - 3 補助事業者は、前項の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、返還を命ぜられた日から25日以内に県に返納しなければならない。
 - 4 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

（書類の保管）

第8条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかななければならない。

（その他）

第9条 この要綱で定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項が生じた場合は、知事が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年5月28日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年1月21日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年3月31日限り、廃止する。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の廃止後も、なおその効力を有する。

別表

補助対象事業	補助対象経費	補助率	軽微な変更
商品パッケージ等へのロゴマークを直接表示する販売資材作成事業	デザイン料、印刷をするために必要な「版」の作成に要する経費	10/10以内 (但し、上限200千円とし、千円未満は切りすてるものとする。)	補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の増額を伴わないもの
出荷箱等へのロゴマーク表示事業		1/2以内 (但し、上限100千円とし、千円未満は切りすてるものとする。)	
商品ロゴマーク等と併記した「おいしい未来へ やまなし」ロゴマークシール作成事業		1/2以内 (但し、上限50千円とし、千円未満は切りすてるものとする。)	
「おいしい未来へ やまなし」ロゴマークシール作成事業	印刷をするために必要な「版」の作成に要する経費	1/3以内 (但し、上限50千円とし、千円未満は切りすてるものとする。)	

(様式第1号)

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

事業実施主体
所在地
名称
代表者名 印

〇〇年度「おいしい未来へ やまなし」ロゴマーク普及促進事業費補助金交付申請書

このことについて、別添計画書のとおり実施したいので、「おいしい未来へ やまなし」ロゴマーク普及促進事業費補助金交付要綱第3条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 添付書類
 - (1) 事業実施計画書 (別添様式1-1)
 - (2) その他知事が必要と認めるもの

(別添様式1-1)

〇〇年度「おいしい未来へ やまなし」ロゴマーク普及促進事業
実施計画書 (又は事業実施報告書)

1 事業の目的

2 事業の内容 (予定) ※実績報告書に添付する際は (予定) を削除すること。

項 目	具体的内容 (印字対象物等)	事業着手 (予定) 月日	事業完成 (予定) 月日	備考

(注1) 実績報告書に添付する際は、備考欄に初回の印刷予定数量を記載すること。

3 経費の配分及び負担区分

項 目	総事業費 (A) + (B)	負担区分		備 考
		県補助金 (A)	その他 (B)	

(注1) 備考欄には、経費の積算根拠を記入すること。

4 収支予算（又は収支精算）

(1) 収入の部

項 目	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
1 県補助金					
2 その他					
合 計					

(2) 支出の部

項 目	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	

5 事業完了（予定）年月日 年 月 日

(様式第2号)

番 号
年 月 日

事業実施主体の長 殿

山梨県知事 印

〇〇年度「おいしい未来へ やまなし」ロゴマーク普及促進事業費補助金
交付決定通知書

〇〇年〇〇月〇〇日付けで申請のあったこのことについて、「おいしい未来へ やまなし」ロゴマーク普及促進事業費補助金交付要綱第4条の規定により、次のとおり交付決定することにしたので通知します。

1 補助金の交付対象となる事業及びその内容は、補助金交付申請書の記載のとおりとする。

2 補助事業に要する経費及び補助金の額は次のとおりとする。

補助事業に要する経費 金 円

補助金の交付決定額 金 円

3 補助事業の期間は、〇〇年〇月〇日から〇〇年〇月〇日までとする。

4 補助金の交付の条件は次のとおりとする。

(1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金額の増額を伴わない変更についてはこの限りではない。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

5 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

(1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。

ア 補助金を他の用途へ使用したとき

イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき

エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき

- (2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。
- (3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき、山梨県補助金等交付規則第17条第1項に基づいた加算金を県に納付しなければならない。
- (4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、山梨県補助金等交付規則第17条第3項に基づいた延滞金を県に納付しなければならない。

6 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。

7 補助事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して一箇月を経過した日又は交付決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、補助金実績報告書（様式第6号）に事業実績報告書（別添様式1-1）を添えて、知事に報告しなければならない。

8 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

9 補助金交付を受けた年度及びその翌年度、当該年度におけるロゴマーク入り資材の制作数量及び使用数量の実施状況について、当該年度の3月末日までに知事に報告しなければならない。

(様式第3号)

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

事業実施主体
所在地
名称
代表者名 印

〇〇年度「おいしい未来へ やまなし」ロゴマーク普及促進事業費補助金
変更交付申請書

〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号で交付決定のあったこのことについて、次のとおり変更したので、「おいしい未来へ やまなし」ロゴマーク普及促進事業費補助金交付要綱第5条第1項第1号の規定により申請します。

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容
- 3 添付書類
 - (1) 事業実施計画書（別添様式1-1に準ずる）
 - (2) 知事が必要と認めるもの

(注)

- 1 事業実施計画書については、補助金の交付決定を受けた事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。
- 2 添付書類については、補助金交付申請書に添付したものから変更があったものに限り添付すること。

(様式第4号)

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

事業実施主体
所在地
名称
代表者名 印

〇〇年度「おいしい未来へ やまなし」ロゴマーク普及促進事業費補助金
中止（廃止）承認申請書

〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号で交付決定のあったこのことについて、次のとおり中止（廃止）したいので、「おいしい未来へ やまなし」ロゴマーク普及促進事業費補助金交付要綱第5条第1項第2号の規定により申請します。

1 中止（廃止）の理由

（できるだけ具体的に記入すること）

2 中止の期間（廃止の時期）

(様式第5号)

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

事業実施主体
所在地
名称
代表者名 印

〇〇年度「おいしい未来へ やまなし」ロゴマーク普及促進事業費補助金
概算払請求書

〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号で交付決定のあったこのことについて、「おいしい未来へ
やまなし」ロゴマーク普及促進事業費補助金交付要綱第5条第3項の規定により、次のとおり概
算払いを請求します。

1 概算払請求額 金 円

2 内 訳

補助金交付 決定額①	既概算 交付額②	差引額 ①-②=③	今回概算 請求額④	備 考
円	円	円	円	

3 概算払請求の理由

4 支払いの方法 口座振替

金融機関名 _____

本店・支店（支店名 _____）

預金種別 当座・普通

(ふりがな)

口座名義 _____

口座番号 _____

(様式第6号)

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

事業実施主体
所在地
名称
代表者名 印

〇〇年度「おいしい未来へ やまなし」ロゴマーク普及促進事業費補助金
実績報告書

〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号で交付決定のあったこのことについて、次のとおり事業を完了したので、「おいしい未来へ やまなし」ロゴマーク普及促進事業費補助金交付要綱第6条の規定により報告します。

1 補助金の額 金 円

2 支払いの方法 口座振替

金融機関名 _____

本店・支店（支店名 _____）

預金種別 当座・普通

（ふりがな）

口座名義 _____

口座番号 _____

3 添付書類

(1) 事業実施報告書（別添様式1-1に準ずる）

(2) 知事が必要と認めるもの

(注1) 軽微な変更があった場合においては、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。